別紙様式５

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（※契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人を含む。）の場合の記載事項）	提案者の数		特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備　考
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な事由	移行予定年限						うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）		
神流川沿岸農業水利事業上里幹線改修工事に係る区分地上権設定の変更に伴う対価 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野　尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成23年10月3日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償）	土地改良財産である地下工作物の保護のため、土地所有者と区分地上権設定を契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
神流川沿岸農業水利事業上里幹線改修工事に係る区分地上権設定の変更に伴う対価 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野　尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成23年10月7日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償）	土地改良財産である地下工作物の保護のため、土地所有者と区分地上権設定を契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
神流川沿岸農業水利事業上里幹線改修工事に係る区分地上権設定の変更に伴う対価 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野　尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成23年10月7日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償）	土地改良財産である地下工作物の保護のため、土地所有者と区分地上権設定を契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大井川用水(二期)農業水利事業菊川右岸幹線水路整備その3工事に係る土地売買 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井　俊英	静岡県島田市中央町30-1	平成23年10月12日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償）	公共工事の履行のため必要不可欠な契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	－	－	－	3,037,331	－	－	－	－	－	－
神流川沿岸農業水利事業上里幹線改修工事に係る区分地上権設定の変更に伴う対価 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野　尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成23年10月13日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償）	土地改良財産である地下工作物の保護のため、土地所有者と区分地上権設定を契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
平成23年度国営土地改良事業における技術情報等活用検討委託事業 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局土地改良技術事務所長　飯田　知広	埼玉県川口市南町2-5-3	平成23年10月17日	財団法人日本水土総合研究所	東京都港区虎ノ門1-21-17	会計法第29条の3第4項（企画競争）	－	－	－	－	8,998,000	－	－	－	1	1	－	－
大須賀川排水路工事に伴う土地取得対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長　小泉　勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年10月27日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償）	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大須賀川排水路工事に伴う土地取得対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長　小泉　勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年10月27日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償）	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－